

令和6年第8回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年8月13日（火） 午前9時30分～午前10時30分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	4番：塚本 壽
5番：田口 昭広	6番：坂口 武八	7番：寺本 眞理子
8番：尾上 春樹	9番：山田 和治	11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

3番：告宮 幸一	10番：井川 輝征
----------	-----------

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美
7番：毛利 貞幸	8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健
10番：福浦 昌則	11番：木川 保	12番：道崎 伸二
13番：西村 隆	15番：淵上 米作	

（欠席：1名）

14番：徳永 健次

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係長：大浪 和典	主事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第15号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第16号	農地形状変更届出について
日程第3	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第29号	農用地利用集積計画の審議について
日程第6	議案第30号	農用地利用集積等促進計画の一部変更の審議について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和6年第8回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、3番の〇〇委員、10番の〇〇委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、4番の〇〇委員、5番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。</p> <p>3番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。</p> <p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>4番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。</p> <p>なお、今回報告しました2筆については、今後新たな賃貸借契約が締結される予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	事務局からの説明が終わりました。

	<p>報告第15号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第15号については、これで終わります。 次に、報告第16号「農地形状変更届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第16号、農地形状変更届出について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、申請地については、以前は水田として耕作管理を行っていたが、長年耕作をしなかったことにより、田としての耕作が困難となったため、畑として耕作管理を行うとのことでした。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、佐敷諏訪神社の東側、約200mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を4番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第16号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第16号については、これで終わります。 次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p>

所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、矢城神社の西側、約400mの場所です。

現地確認ですが、今回の申請地につきましては、先月行われました第7回総会時に「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」で審議を行い、農地であると判断がなされた場所です。先月も説明しましたとおり、申請地は休耕地となっていますが、譲り受けたあとは採草放牧地として適正に管理するとのことでした。この採草放牧地とは「農地法第2条」に定義されており「農地以外の土地で、主として耕作又は畜養の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供されるもの」です。

総会資料の3ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、矢城神社の北西側、約150mの場所を含む全部で2筆です。

現地確認ですが、今回の申請地につきましても、先月行われました第7回総会時に「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」で審議を行い、農地であると判断がなされた場所です。先月も説明しましたとおり、申請地は休耕地となっていますが、譲り受けたあとは採草放牧地として適正に管理するとのことでした。

総会資料の5ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は申請地を養蜂のために利用していたが、養蜂場として利用をすることが困難となったため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

	<p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。</p> <p>所有権移転の部3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、田浦阿蘇神社の東側、約300mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けたあとは、譲受人が隣接地で柑橘類をハウスで栽培していることからそれに合わせて柑橘や野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の7ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。</p> <p>所有権移転の部4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、小田浦地区生涯学習センターの南東側、約200mの場所を含む全部で2筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、自家消費用の野菜等の栽培が行われており、譲り受けたあとも野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の9ページをお願いします。契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は相続により申請地を取得したが、耕作管理ができないため、妹に譲り渡す。譲受人は、実家の農地であるため、姉から贈与を受け、自家消費作物を栽培し、耕作管理を行うとのことでした。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p>

	所有権移転の部、1番及び2番の案件について、〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、3番の案件については私が担当委員ですので説明します。 譲渡ということですので、なんら問題ないと思います。 次に、担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	野菜を作られるということですので、なんら問題ないと思います。
議長	次に、4番の案件を1番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第26号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」 を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の5ページをお願いします。 議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。 農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

	<p>1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、駐車場です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。</p> <p>総会資料の 1 0 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、海浦阿蘇神社の北西側、約 5 0 m の場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は既に隣接する農地の一部が分筆され、住宅建設予定地の一部として整地されており、始末書が添付されております。申請地周辺に農地は存在しますが、申請人の所有地であり、その他には農地は無く、影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の 1 1 ページをお願いします。事業計画・排水計画図を載せています。</p> <p>農地から分筆された申請地に隣接する宅地に、申請者と申請者の親類の住宅併せて 2 棟を建設する予定で、分筆された申請地については、駐車スペースとして利用が計画されており、給水はなく、排水は自然透水及び町道に面した排水路を通じて排水する計画です。</p> <p>総会資料の 1 2 ページをお願いします。農地区分図を載せています。</p> <p>農地の広がり約 0. 0 7 h a です。</p> <p>総会資料の 1 3 ページをお願いします。</p> <p>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり約 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、申請地に隣接する宅地に本人及び親類の住宅を建築する計画であったが、住宅を 2 棟建築すると駐車スペースが不足するので、隣接する自己所有の農地を一部分筆し、駐車スペースに充てようと計画したもので、農地法に不案内なため、許可が必要であることを知らずに勝手に分筆してしまったとの始末書が添付されています。</p> <p>土地の選定及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p>

	所有権移転の部、1番の案件について、1番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第27号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、道路です。</p> <p>総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、小崎地区公民館の北側、約50mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は令和2年7月豪雨災害により被災し、隣接していた家屋は既に撤去され、崩落した山の法面については、災害復旧工事が行われ、擁壁及び排水溝も設置され、災害前と比べてきれいに区画が整理されており、宅地、農地、その他の地目が混在していますが、その中の農地については、排水溝により分筆されています。被災した場所であるので、現状は砂利敷の雑種地の様相を呈しているため、農地としての判定は難しい状況で、道路として利用しても日照・通風に影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の15ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>配置図については、災害復旧工事により擁壁が設置され、その擁壁に沿うように排水溝も設置されており、給水はなく、排水は雨水のみで自然透水及び排水溝を利用し排水する計画です。総会資料の16ページをお願いします。農地</p>

区分図を載せています。

農地の広がり約0.06haです。

総会資料の17ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は居住する住宅の周辺が令和2年7月豪雨災害により被災し、災害復旧により区画がきれいに整理されたので、自宅に通じる道路を新たに設置したいと考え、擁壁沿いの宅地や雑種地などを取得する予定であるが、その中に農地が含まれていたため、今回申請するものです。

土地の選定及び代替の可能性についてですが、記載のとおり検討されており、代替の可能性はないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

所有権移転の部2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、駐車場です。

総会資料の18ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北町役場の南側、約650mの場所です。

現地確認ですが、申請地は長年耕作されておらず、東側に農地は存在しますが、転用の同意が得られており、駐車場として利用しても日照・通風に影響はないと感じました。

総会資料の19ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

配置については、申請地に50センチ程度盛り土を行い、整地し隣接する施設の職員及び来庁者の駐車場として利用する計画で、給水施設は無く、排水は雨水のみで、自然透水及び、田として利用していた際に利用していた排水路を活かし、北側の排水路を利用し排水する計画で、地区の水利組合の同意も得られています。

総会資料の20ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がり約1.3haです。

総会資料の21ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2

	<p>種農地（その他の農地）に該当します。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、申請人の母は、申請地東側で認定子ども園を運営しているが、送迎時間や行事の際に来庁者や職員の駐車場が不足するので、申請地に駐車場を整備し、その駐車場について、母が経営する子ども園と賃貸借契約を結ぶ計画です。</p> <p>土地の選定及び代替の可能性についてですが、子ども園からの距離や交通安全の観点から、代替の可能性はないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、2番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第28号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第29号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。</p>

	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第29号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃借権設定の部</p> <p>1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第29号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>賃借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第30号「農用地利用集積等促進計画の一部変更の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第30号、農用地利用集積等促進計画の一部変更の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画の一部変更が芦北町長から提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>賃借権設定の部</p> <p>1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は令和元年からの10年間で、一部変更の内容については、賃借料の変更です。変更内容については備考欄に記載のとおりです。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稻で、設定期間は令和元年からの10年間で、一部変更の内容については、賃借料の変更です。変更内容については備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案愛30号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>賃借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p> <p>それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。</p>
----	--